

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する				
	条例について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由                      地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用する条文を改める必要があることから、条例の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容                      引用する地方自治法について「第243条の2」を「第243条の2の7」に、「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。                      引用する地方自治法施行令について「第173条」を「第173条の4」に改める。</p> <p>(3) 施行日                      令和6年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和6年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。